

陳情文書表
(令和3年第3回定例会)

陳情第8号	令和3年8月19日受理
付託委員会	都市常任委員会
件名	八千代市大和田新田下区の空き家撤去に関する件
陳情要旨	<p>当該空き家は、大和田新田416-18の敷地（15坪）にある木造トタン葺きの建物です。令和元年9月の15号台風で同建物の屋根や雨戸などが吹き飛ばされ、周辺にガレキが散乱したため、周辺住民が総出で跡片づけをしたこともあり、周辺住民にとっては厄介な物件となっております。</p> <p>そのため、住民から、「空き家を撤去して環境を整備して欲しい」との声が高まり、同年11月に開催された服部市長ら市幹部と大和田地区41自治会の会長との市政懇談会でこの件が取り上げられました。</p> <p>席上、地元自治会側から、「一刻も早く取り壊し、環境を整備して欲しい」と要請したのに対して、市側からは、「特別措置法により、対応を検討して参ります」との回答がありました。</p> <p>空き家の土地所有者は確認されているものの、空き家そのものは長年に及んで所有者が不明のまま今日に及んでいるとのことです。市側の前向きな回答を頂戴しましたが、2年近くが経過した今日も当該物件は空き家のままの状態です。</p> <p>この状態が今後も続きますと、①防犯上の危険性がある。②景観を損ない周辺の生活環境に悪影響を及ぼす。③衛生上有害である。④地震や台風等の被害によって倒壊の恐れがあるなどの諸事情から、周辺住民の不安や不満が高まるものと思われまます。</p> <p>従いまして、一刻も早く、当該物件を撤去し、周辺住民が不安なく日常生活を送ることが出来ますように対応して頂きたく、お願い申し上げる次第です。</p>